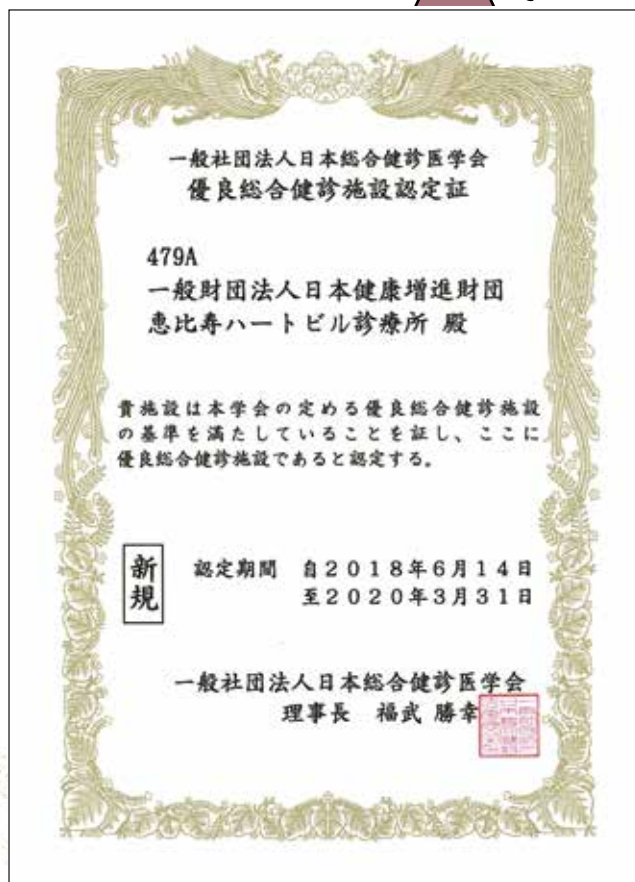


当財団の健診は日本総合健診医学会による 「優良総合健診施設」として認定されました

当財団では、健診・人間ドックの質的向上に努めております。その一環として日本総合健診医学会の「優良施設認定」を受審し、このほど優良総合健診施設として認定されました。

優良総合健診施設の認定にあたっては、

- ① 総合健診が一般診療患者と区別されて行われていること。
 - ② 総合健診全体の品質管理が行われていること。
 - ③ 日本総合健診医学会が規定する基準検査項目が総合健診受診者に行われていること。
 - ④ 受診者全員に当日面接を行い、健診結果の説明と生活指導を行うことができること。
 - ⑤ 当該学会の会員であり、(一社)健康評価施設査定機構の審査を受けて適合していること。
- などが条件とされており、今回、当財団では
- (1) 総合健診の品質管理として、機器整備、文書取扱、内部情報伝達の正確性等を含む環境が整備され、それに係わる全てに信頼性が保証できる管理体制が構築されている。



- (2) 当該学会の精度管理に年4回、全項目を網羅して2回以上連続「良好」であり、健診に係わる情報が電子保存できる健診情報管理システムを有し、個人情報取扱責任者が任命され、
- (4) 医師、各検査の判定医、診療放射線技師、看護師(保健師)、臨床検査技師等が適切に確保され、
- (5) 要精検・要治療者へのフォローアップ体

- (6) 事業者と利害関係にない公正・中立な「第三者」が健診の品質や安全性を確認し、その基準への適合を証することを条件としているため、第三者機関である(一社)健康評価施設査定機構の認証を受け、その質が担保されている。
- ことなどが評価され、厳しい条件を充たしている施設として認定されました。